

平成31年4月9日

平成31年度船用機関整備士資格検定実施計画

「船用機関整備士」1・2・3級資格の平成31年度資格検定及び資格有効期間更新を、次の要領で実施します。なお、3S級資格については、資格有効期間更新のみ実施します。

1. 1級船用機関整備士資格検定

(1) 資格検定実施要領の案内

本実施計画に添付して「平成31年度1級船用機関整備士資格検定実施要領」を送付します。

(2) 新規講習会

平成31年5月より6月にかけて、全国6会場、各3日間で実施する予定。ただし、受講申込が5名未満の場合は開催を取止めることもあります。

(3) 検定試験（学科・実技・面接）

- ・学科試験：平成31年6月28日（金）に全国6会場で実施する予定。
- ・実技及び面接（口頭試問）試験：学科試験合格者に対し、平成31年8月下旬に全国3会場（相模原市、長浜市、福岡市）で実施する予定。

(4) 合格判定

- ・学科試験：合格基準点に達すること。
- ・実技及び面接試験：総合評価点、実技試験及び面接試験のすべてが合格基準点に達すること。

(5) 合格発表

平成31年9月末に、会員様宛に連絡致します。

2. 2・3級船用機関整備士資格検定

(1) 資格検定実施要領の案内

平成31年8月上旬に「平成31年度2・3級船用機関整備士資格検定実施要領」を送付する予定。

(2) 新規講習会

平成31年9月より10月にかけて、全国で2級：9会場、3級：10会場、で実施する予定。（各2日間）

開催会場は受講希望調査に基づき最終決定しますが、申込者が少数（10名未満）の場合は講習会の開催を取止めることもあります。

(3) 検定試験（学科試験、実技試験）

平成31年11月22日（金）に、全国9会場で実施する予定。（1日間）
2級、3級を同一会場で実施します。

(4) 合格判定

総合評価点、学科試験及び実技試験のすべてが合格基準点に達すること。

(5) 合格発表

平成31年12月末に、会員様宛に連絡致します。

3. 1級船用機関整備士資格有効期間更新

(1) 資格有効期間更新実施要領の案内

本実施計画と同封して「平成31年度1級船用機関整備士資格有効期間更新実施要領」を更新該当者所属会員に送付します。

(2) 更新講習会

平成31年5月より7月にかけて、全国9会場で実施する予定。

(3) 資格有効期間更新

更新講習会（含むグループ討議）を受講し、所定の基準を満たした時点で行う。所定の基準に達しなかった者は、レポートを提出後資格有効期間更新を行う。

4. 2・3・3S級船用機関整備士資格更新

(1) 資格有効期間更新実施要領の案内

平成31年8月上旬に「平成31年度2・3・3S級船用機関整備士資格有効期間更新実施要領」を全会員に送付する予定。

(2) 更新講習会

平成31年9月より11月にかけて、全国22会場で実施する予定。

(3) 資格有効期間更新

更新講習会（含む技量確認）を受講し、所定の基準を満たした時点で行う。

(4) 特例措置

下記に該当する方については更新講習会の受講を免除し、交付申請書により更新手続きを行う。

- ・ 2級船用機関整備士資格有効期間更新対象者で、当該年度において1級船用機関整備の新規講習会を受講した方。
- ・ 3級船用機関整備士資格有効期間更新対象者で、当該年度において2級船用機関整備士の新規講習会を受講した方。
- ・ 3S級船用機関整備士資格有効期間更新対象者で、当該年度において2級船用機関整備士の新規講習会を受講した方。
- ・ 3S級船用機関整備士資格有効期間更新対象者で、1・2・3級船用機関整備士資格を保持している方。

5. 船用機関整備士資格の復活

長期海外駐在、長期療養等で更新講習会を受講出来ず資格を失効したことを所属会社が証明（長期療養の場合は診断書）した方は、該当級の更新講習会を受講し所定の更新基準を満たした場合、原級（資格失効時の級）での船用機関整備士として資格復活を認めることも出来ますので、事務局までご相談下さい。